**指定難病に係る医療費の償還払について**

**１．償還払の対象となる医療費**【請求期限：新しい受給者証が届いてから5年以内】

* 受給者証に記載の有効期間の**開始日から**受給者証が手元に届くまでに**指定医療機関で支払った指定難病に係る**医療費

※指定医療機関以外でかかった医療費、指定難病以外でかかった医療費、保険適用外の費用等は対象外です。

※窓口負担割合が3割の方、又は自己負担上限額を超える支払いがあった方が対象です。

* **高額療養費制度上の自己負担限度額を超えて支払った場合は、必ず先にご加入の健康保険組合等に高額療養費（付加給付含む）の請求を申請**し、その支給決定通知の写しを添付して、特定医療費（指定難病）の償還払いの請求を行ってください。

※高額療養費の請求手続きについては、ご加入の健康保険組合等にお問い合わせください。

※ご自身の医療費が高額療養費に該当するかについては、裏面の一覧を参考にしてください。

* **一旦10割を自費で支払った場合は、特定医療費（指定難病）の償還の対象外**です。

**２．請求に必要な書類**

提出前に必ず裏面のチェックリストに☑を行い、支給決定通知書が届くまで保管してください。

1. 特定医療費（指定難病）請求書（必ず記入例をご確認ください。）
2. 特定医療費（指定難病）証明書※

（薬局の証明書・領収書の場合、処方箋を発行した病院・診療所の証明書も必要です。）

1. 特定医療費（指定難病）自己負担上限額管理票の請求月分の写し
2. 高額療養費の給付額がわかる書類の写し（高額療養費支給決定通知書など）

※下記●の全てを満たす場合に限り、特定医療費（指定難病）証明書に代えて、指定医療機関が発行した領収書（原本）をご提出いただけます。ただし、その場合でも特定医療費（指定難病）証明書の提出を求めることがあります。また、領収書の場合は通常よりも手続きに時間を要します。

　　　　●指定医療機関が発行し、領収印が押印されているもの。

　　　●指定難病以外の治療等が含まれていないもの。

　　　●受給者証の有効期間外の期間が含まれていないもの。

　　　●入院の場合は、領収書不可です。（特定医療費（指定難病）証明書のみ可）

　　※領収書の返却が必要な場合は、必要分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

**３．提出先**

下記宛に郵送またはお住まいの地域を管轄する保健センター窓口へ持参

〒590-0078　堺市堺区南瓦町３番１号　本館６階　堺市保健所 保健医療課 指定難病係　償還払い担当

　　※書類に不備がある場合は、請求者または医療機関等へ問い合わせ、もしくは返送することがあります。

**4．お問い合わせ先**

堺市保健所 保健医療課 指定難病係　償還払い担当

（電　話）072－228－8748　（ＦＡＸ）072－222－1406

**　　　　　　　　　償還払チェックリスト**

**高額療養費制度の上限額について**

高額療養費制度とは、病院や薬局の窓口で支払った額※がひと月で上限額を超えた場合に、その超えた額を支給する医療保険の制度です。※指定難病以外の医療費も対象です。入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

****

**医療機関で支払った金額が、受給者証に記載している適用区分の上限額を超える場合は、必ず**

**先にご加入の健康保険組合等に高額療養費の請求手続きを行ってください。**